

沖縄県公共工事入札等適正化委員会 第2回議事概要

| | | |
|---------------------|------------------------------------|--|
| 開催日及び場所 | 平成 15 年 10 月 24 日 | |
| 出席者氏名 | 宮城嗣宏、宮里節子、宮城千春、有住康則 | |
| 審議対象期間 | 平成 15 年 4 月 1 日 ~ 平成 15 年 7 月 31 日 | |
| 再苦情処理件数 | 件 数 0 件 | (備考) 第3回会議 平成16年2月12日(木) 午後2時より開催予定。 抽出当番委員は宮里委員とする。 |
| 入札審議件数 | 総件数 233 件 | |
| 一般競争入札 | 0 件 | |
| 公募型指名競争入札 | 4 件 | |
| 通常指名競争入札 | 207 件 | |
| 随意契約 | 22 件 | |
| | 意見・質問 | 回 答 |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答 | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による意見の具申の内容 | な し | な し |

| 意見・質問 | 回答 |
|---|--|
| <p>予定価格と最低制限価格はどのように決定しているのか。</p> <p>工事の設計・積算は県の担当者が行うのか。設計を外注することはないのか。</p> <p>単価表は外部に公表しているのか。建設業者はそれを使って積算するのか</p> <p>公募型指名競争入札、指名競争入札など、色々な入札方式があるがそれぞれで決まった指名業者を選定する一般的な方法を教えて下さい。</p> <p>準公募型の指名競争入札応募業者の一覧表の中の経営審査事項総合点数はどういうふうに参考にするのか。</p> | <p>予定価格は、事務決裁規則による決定権者が、設計書・仕様書等をもとに決定している（沖縄県財務規則第123条参照）。</p> <p>最低制限価格は、財務規則第129条により予定価格の10分の6から10分の8までの範囲内で定めることになっている。</p> <p>工事の設計書作成については、測量や設計等数量の把握までは外注する。それに基づき、県職員が定められた積算単価表の価格を入力し作成します。</p> <p>「積算資料」、「建設物価」などの冊子が販売されていて、業者はほとんどそれを参考にして積算している。</p> <p>発注標準表及び指名基準表でそれぞれの入札方式別に指名する業者数は決まっている。</p> <p>指名に当たっては、経営状況及び信用の状況、当該工事の施工についての技術適正、当該工事に対する地理的条件、手持ち工事の状況、保有機械の状況、不誠実な行為の有無、その他当該工事についての適否を考慮し、一部の業者に指名が集中することがないように公正公平に指名が行われるよう留意している。</p> <p>経営事項審査とは、公共工事を請負おうとする業者に義務づけられた、全国統一の完工高、会社規模、従業員数技術者数、財務状況等の基本的な事項を点数化したもので、一般的にその点数が高ければ高いほど経営状況がよいとされている。</p> <p>特殊工事などの場合は、不良不適格業者を排除する目的で応募条件の中に、経営事項審査点数を定めることがある。また、その他にも実際の指名にあたって同じランクの業者で、同じ地域、同じ指名回数、同じ手持ち工事数という同条件の場合などに、経営事項審査点数の高い</p> |

| 意見・質問 | 回答 |
|---|---|
| <p>損料の保証の契約があったが、新たに建設するとするとコスト的に高くなるのか。</p> <p>架設桁設備の最初の契約の時に、それ以後の随意契約は約束されるのか。</p> <p>随意契約が予定されているのであれば、最初にその分を加味した契約は出来ないのか。</p> <p>公募型指名競争入札と公示型と称している準公募型指名競争入札の根拠と公募または公示する方法を教えてください。</p> | <p>業者を優先して指名する。</p> <p>この架設桁設備の契約に関しては、2通りのやり方がある。最初にその架設桁設備を県の所有にして、それ以後、工事を請け負った業者に貸与する方法と、最初の請負業者がその設備の所有権を持ち、県は毎年度、その架設桁設備を損料として随意契約する方法である。</p> <p>その架設桁設備のメンテナンス費用等が県の負担となるの方法と各事業年度毎に損料計上する方法を比較すると、事業年度全体のコストの面からはの方法が経済的である。また、工事現場の安全管理などの施工監理面からもの方法が望ましい。</p> <p>架設桁設備というものは、その架橋制作現場でしか使用できないものである。そのため、入札の際の積算は、架設設備をそれ以後の各年度に使用するため、損料が随意契約されることなどの条件を勘案し、指名業者は入札金額を決定している。</p> <p>日本の会計制度は予算単年度主義で、複数年に渡る契約は制度上難しいため、通常は単年度の損料契約を締結している。</p> <p>実際の工事施工に当たって生ずる変更等は事業最終年度の契約時に精算する方法で、また最終年度にはその設備撤去費用等も計上した契約を行っている。</p> <p>単年度契約であっても、最終的には全体の契約期間をトータルで見ると適正な契約金額となるような契約を行っている</p> <p>公募型指名競争入札と準公募型指名競争入札は予算規模と工種により決定される（企業局では、準公募型が公示型と称される）。</p> <p>一般競争入札と公募型、準公募型入札の公示方法は一定期間の掲示と業界新聞に登載する方法を行っている。政府調達協定の適用となる入札は、沖縄県公報に登載される。</p> |

| 意見・質問 | 回答 |
|---|--|
| <p>工事の予算規模で入札方法が決定されるということだが、実際の工事区間の決定方法は。</p> <p>予定価格に対する落札率は平均何パーセントなのか。</p> <p>最低制限価格を超えて、予定価格以下の中で一番低い価格を提示した業者が落札するというのは決まっているのか。</p> <p>この間、発表された全国オンブズマン連絡協議会資料では、沖縄県はかなり、落札率が高く、談合の疑いがかなり高いと思われる範囲にあるがどう考えるか。</p> <p>県の外部監査でその件に関し落札契約金額の10%の損害賠償するという誓約書を提出させることを検討すべきであるという指摘事項が意見として出ていたが。</p> <p>本県で、新聞等に掲載されるような事例があったのか。</p> | <p>予定価格で入札契約方式は決定されるが、沖縄県は、政策的な面から、県内業者を優先的に指名することになっているため可能なものについて、工事の分離分割発注を行っている。また、県内業者だけで施工不可能な工事の場合でも、県内業者と 県外業者でJV（共同企業体）を結成させる方法をとる。</p> <p>土木建築部では、設計金額の事前公表を行っていますが平成14年度については約97.6%です。</p> <p>そのとおり。</p> <p>談合情報があった場合、談合情報対応マニュアルにもとづき、各指名業者を個別に事情聴取をして調査し、誓約書を提出させている。警察や公正取引委員会のような捜査権はないので、明確な談合の証拠がない限り、落札率が高いということのみで談合があると判断するのは難しい。</p> <p>県では、今年から談合が判明した場合は、損害賠償金を請求可能に工事契約約款を改正し、契約書に明記した。談合に関する損害賠償金は、判例及び他府県の例も参考にして、契約金額の10%と決定した。</p> <p>土木建築部では、談合情報があった工事が2、3件あった。その場合、談合情報対応マニュアルに基づき対応し明らかな談合とは判断出来なかった。また、なかにはい</p> |

| 意見・質問 | 回答 |
|-------|---|
| | <p>やがらせ等、入札を混乱させる目的のみでマスコミ等に情報を流すケースもあると思われる。</p> <p>企業局でも、マスコミから談合情報が入ったので、局内委員会を開き、入札を中止した工事があった。土木建築部と同様に各指名業者を事情聴取し、明確な談合であるとの確証が得られなかったので、誓約書を提出させ入札を執行した。</p> |